申請必要書類チェックリスト【LED化改修】

●書類記載時の注意事項について

申請書類は【記入見本】の注意事項をよく読み、正しく記入してください。

チェック漏れ、記入漏れを含む記入不備や不足書類のあるものは、再提出いただく必要があります。

【消えるボールペン】は使用していま	せん。	
【スタンプ印】の押印はありません。		П
訂正箇所の修正に、【修正液】【修正	テープ】を使用していません。	Ш
下記で該当する必要書類は、不備な	く、全て揃っています。	
申請する設備は新規に設置したもの	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	$\overline{\Box}$

●共通書類(必ず提出いただく書類)

1	【第2号様式】 補助金交付申請書兼請求書(法人·団体用)	
ı	※自署であっても法人の場合は代表者印の押印、管理組合の場合は理事長印の押印が必要です。	
2	【第3号様式】 補助金交付申請設備内訳書	
	領収書(写し)	
	※【第8号様式】 領収書(写し)貼付け台紙に添付してご提出ください。	
	※領収書が発行されない場合は、以下のとおり必要書類を領収書に代えて提出してください。	
	【銀行窓口振込の場合】	
	振込依頼書の写し ※申請者氏名が確認できるもの	
	【ネットバンキングの場合】	
	(1) 引き落としの口座名義が確認できる部分の写し ※ 申請者氏名が確認できるもの	
	(2) ネットバンキングの取引画面の写し(入金したことが確認できる部分)	
3	【クレジットー括払いの場合】※カード明細の代金と請求書または見積書の写しの代金が一致していること	
	(1) クレジットカード利用明細書(確定後のもの)の写し	
	(2) 通帳の表紙の写し ※申請者氏名が確認できるもの	
	(3)引き落とし箇所の写し	
	【分割払いの場合】	
	(1) 分割で支払ったことが確認できるもの(返済予定表)	
	※ 請求書または見積書の写しの代金と返済予定表の代金が一致していること	
	(2) 通帳の表紙の写し ※申請者氏名が確認できるもの	
	(3) 引き落とし箇所の写し ※返済予定表の代金と引き落とし額が一致していること	
	領収書内訳書またはこれに代わるもの(請求書または見積書に記載されている内訳書の写し)	
4	※領収書に補助対象設備の金額明細(設備機器代金および設置工事金額)が明記されていない場合は	
7	提出してください。	
	※機器・設備によって補助対象と対象外に分かれる場合は、必ず添付してください。	
5	【第9号様式】 暴力団関係者でないことの誓約書	
	※自署であっても法人の場合は代表者印の押印、管理組合の場合は理事長印の押印が必要です。	
6	設備の形式・性能を示すもの(メーカーが発行するカタログ、製品仕様書、性能証明書等)	
	器具とランプそれぞれの型式番号・消費電力が記載されているもの	

※つぎのページに続きます

	設備等の写真	
	※全てフルカラーで鮮明な画像であることが必要です。型番等が不鮮明なものは不可です。	
7	(1) 補助対象設備を設置等した 建築物全体の外観の写真	
	※1か所からの撮影では全体が写らない場合は、複数枚で全体が確認できること	
	(2) 改修前の設置状況が確認できる写真	
	※全本数が確認できること	
	(3) 改修前の器具が蛍光灯、白熱電球、水銀灯、ハロゲンランプであることが確認できる写真	
	※器具本体の全体が写っているもの(カバー等は外して撮影すること)	
	(4)改修前のランプの消費電力量が確認できる部分の拡大写真(カバー等は外して撮影すること)	
	(5)改修後の設置状況が確認できる写真	
	※全本数が確認できること	
	(6)改修後の器具とランプの規格、製品番号等が確認できる写真(カバー等は外して撮影すること)	
	※器具本体の全体が写っているもの	
	※規格、製品番号等が確認できる部分の拡大写真	
8	【第4号様式】 設置等完了届	
	【第5号様式】 LED化改修機材内訳表	
9	改修を行ったLEDについて、LED番号、型番、消費電力、本数ほか必要事項を記入したもの	
	※ LED番号は平面図、写真、カタログに記載する番号と整合性をとって記入すること	
10	【第6号様式】 LED化改修に関する安全性確認書	
10	LED化改修内容および既存の機器を改修した場合の安全確認事項について記載したもの	
11	LED照明の改修を行った箇所を記した建築物の平面図	
12	建築物の築年月が確認できる書類(重要事項説明書などの写し)	
13	管理規約(管理規約の表紙とマンション名、住所、共用部の範囲の記載がある部分)の写し	
14	補助対象設備の設置等について決議した総会の議事録もしくは決議書の写しまたはこれに代わるもの	
	つぎの15~17に当てはまる場合は、それぞれに記載した書類の提出が必要です。	
15	設置等の決議を行った時から申請までの間に理事長の交代があった場合	
	現在の理事長が選出されたことを示す書類(総会の議事録などの写し)	
1 17 I	管理組合が法人格を有している場合 ************************************	
	法人の登記事項証明書(写し不可) ※申請日前3か月以内に発行されたもの	
	販売者、施工会社等が申請手続を代行する場合	
	【第11号様式】 申請手続の代行に関する委任状	